

令和3年度 指導結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【北区】			
まるんなひろば ((特非)福祉広場)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月24日	—
スマイルゲート 北山 ((株)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月14日	—
放課後等デイサービス ノエル ((同)トリコ京都)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月27日	—
放課後等デイサービス ノーザンライツ ((株)HanaMana)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月17日	—
【上京区】			
京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」 ((福)京都聴覚言語障害者福祉協会)	1個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2延長支援加算について 運営規程に定められている営業時間中の支援にもかかわらず、当該加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年6月23日	1 改善済 2 改善済
このこのアート 京都 (マコム・プランニング(株))	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月6日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
スマイルゲート今出川 ((一社)スマイルゲート)	1従業員の員数について 放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 2定員の遵守について 利用定員が11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うとされているが、当該数を超えているにもかかわらず減算されていない事例が確認された。 利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提に、災害等やむを得ない事情がある場合に限られるので、定員超過利用の未然防止に努めること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月8日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービスSilky西陣 ((株式)和泉)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月30日	—
成助 ((株式)うさぎの杜)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年12月7日	改善済
京都カナガク学習センター 河原町今出川校 ((株式)日本教育指導協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月16日	—
Port円町 ((株式)Life-Cycle)	欠席時対応加算(Ⅰ)について 就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、記録がないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年2月21日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【左京区】			
こどもサポート教室「きらり」修学院校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月1日	—
発達支援教室ここいく ((一社)京都総合学習支援スクール)	1個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3特別支援加算について 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に算定できるが、次の要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 (1)専門的支援加算を算定している場合は、加算しないこと。 (2)特別支援計画を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 4最低賃金について 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。	令和3年7月6日	1 改善済 2 改善済 3 改善済 4 改善済
bridge ((同)mock up)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月20日	—
フレーム ((株式会社)サンセッション)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月11日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
アットすまいる二条岡崎 ((株)KMCライブ)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月11日	—
ジュニアスペース・らいぶ北白川 ((株)スカイ)	児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤で配置することとされているが、児童発達支援管理責任者が欠けていた期間があったことを確認したため、適切に配置すること。 については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年2月21日	改善済

【中京区】

コペルプラス 京都市役所前教室 ((株)コペル)	家庭連携加算について 指定児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅等を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月2日	改善済
スマイルゲート西洞院 ((株)スマイルゲートパートナーズ)	個別支援計画について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき、個別支援計画を漏れなく作成すること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月20日	改善済
ウッドワン・デイサービス ((株)市木工務店)	個別支援計画について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされている事例を確認した。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月9日	改善済
放課後等デイサービスJiria(じりあ) ((株)IDEA kyoto)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月21日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
ひかり ((医)家森クリニック)	1個別支援計画について (1) 計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 (2) 児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3) 計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(3)については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月28日	1 改善済 2 改善済
7th Sense 烏丸御池 ((株式会社)キャニオン・マインド)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年12月16日	改善済
放課後等デイサービス キッズまご のて (セルフサポート(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月25日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【東山区】			
LITALICOジュニア三条教室 ((株式会社)LITALICO)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年1月20日	改善済
放課後デイあかり (あかり(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月10日	—
【山科区】			
運動と学習とふれあいの健やか倶楽部 ((株式会社)ハッピー・チケット)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年6月29日	改善済
放課後等デイサービス Merry Grace Dream ((一社)クローバー)	1 定員の遵守について 利用定員が11人以下の指定放課後等デイサービス事業所は、過去3月間の障害児の数の平均値が13人を超える場合に減算することとされているが、13人を超えているにもかかわらず減算されていない事例が確認された。 利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提に、災害等やむを得ない事情がある場合に限られるので、定員超過利用の未然防止に努めること。 については、定員超過利用減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2 個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月7日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービス Merry Grace ((一社)クローバー)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月14日	改善済
キッズ・フィールド ((特非)京都日野匠スポーツクラブ)	個別支援計画について 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し、文書によりその同意を得ること。 については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月14日	改善済
ヴェインテ uno ((福)福朗)	個別支援計画について (1) 計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 (2) 児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3) 計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(3)については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月16日	改善済
スマイルゲート 山科 ((株)スマイルゲートパートナーズ)	関係機関連携加算(Ⅰ)について 就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月4日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービスキョウトLian-リアン- 児童発達支援キョウトLian-リアン- ((一社)キョウトアス)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月17日	改善済
fun (plus f(株式))	1個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年12月7日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービス プチ・アンジュ ((株式)はるか)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月28日	—
放課後等デイサービス ライフステップみささぎ ((株式)ライフステップ)	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、従業者が放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年2月8日	改善済
フルール ((株式)クラウドナイン)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月8日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【下京区】			
あおぞら梅小路 (リンクナチュラルジャパン(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月27日	—
夢来(むっく) ((有限)レーヴ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月26日	—
夢来(むっく)2号店 ((有限)レーヴ)	家庭連携加算について 指定放課後等デイサービス事業所等が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月9日	改善済
【南区】			
暖太 ((特非)暖(のん))	個別支援計画について (1) 計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 (2) 児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3) 計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(3)については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月7日	改善済
童夢(どうむ) ((有限)レーヴ)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 ついては、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年9月30日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後等デイサービス きらめき ((株式)半左衛門)	1虐待の防止等のために必要な措置について 障害児の心身に有害な影響を与えられと考えられる行為が、従業者により行われていたことを確認した。 ついては、定期的に入権の擁護、虐待の防止(以下「虐待の防止等」という。)のための研修を実施するとともに、実施に当たっては、虐待の防止等のための基礎的内容等適切な知識を普及・啓発し、虐待の防止等の徹底を図ること。 また、職員の新規採用時には必ず虐待の防止等のための研修を実施し、職員教育を組織的に徹底すること。 2身体拘束等の廃止と支援の質の向上について 組織として慎重に検討・決定されたとは認められない身体拘束等に該当しうる行為が、従業者により行われていたことを確認した。 ついては、定期的な身体拘束等の適正化のための研修を実施するとともに、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定すること。 また、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、障害児や保護者に事前に十分に説明し、了解を得たうえで放課後等デイサービス計画に記載すること。 なお、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について記録するとともに、組織的に共有すること。 3児童指導員等加配加算について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している月があった。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月15日	1 改善済 2 改善済 3 改善済

【右京区】

放課後くらぶ ひこばえ ((特非)フォーラムひこばえ)	文書による指摘事項はありません。	令和3年6月18日	—
HARULAND 京都 ((株式)Billion)	個別支援計画について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。 ついては、個別支援計画未作成減算の案件に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年6月24日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
放課後くらぶひこばえ ふう ((特非)フォーラムひこばえ)	個別支援計画について (1) 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた。 (2) 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供がなされていた。 児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき、個別支援計画を漏れなく作成するとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年6月30日	改善済
こどもサポート教室「きらり」西院校 ((株式)クラ・ゼミ)	個別支援計画について (1) 計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 (2) 児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3) 計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 なお、(1)から(3)については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月15日	改善済
ハッピーテラス西院教室 ((株式)ラインシステム)	法令遵守責任者の届出の提出について 法令遵守責任者の変更についての届出書を、本市子ども家庭支援課に速やかに提出すること。	令和3年7月27日	改善済
スパーク運動療育 西京極スタジオ ((株式)大樹)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月20日	—
放課後等デイサービス おにぎり ((株式)Y)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月25日	—
放課後等デイサービスJilia(じりあ) ラボ ((株式)IDEA Kyoto)	個別支援計画について 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月30日	改善済
KID ACADEMY 京都西院校 ((株式)Kids Developer)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月2日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
にじいろ山ノ内 (グローイング(株式))	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年12月2日	改善済
にじいろ西京極 (グローイング(株式))	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年12月9日	改善済
重症児デイサービスKOKO (ディパイングレース(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月14日	—
児童発達支援・放課後等デイサービス 蒼 ((株式)エスエス)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月13日	—
Kiddy Tスクール ((株式)多聞)	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所等において、従業者が児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年2月17日	改善済

【西京区】

放課後等デイサービス こだま ((株式)Jフリード)	文書による指摘事項はありません。	令和3年6月17日	—
とろんこアカデミーブリック (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年6月25日	—
とろんこアカデミー (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月26日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
ハッピーハウス Be fine tomorrow ((株式) Be Fine)	1通所利用者負担額の受領について 法定代理受領サービスとして提供される指定放課後等デイサービスについて支援を提供した際は、通所給付決定保護者に対し支援に係る通所利用者負担額を適切に請求するとともに代理受領した給付費の額を保護者に通知すること。 2従業者の員数について 放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 3人員欠如減算について 指定放課後等デイサービス事業所等における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合については、障害児通所給付費等を減額することとされているが、基準上必要とされる員数を下回っている期間があったにもかかわらず減算されていない事例が確認された。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること 4個別支援計画について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月25日	1 改善済 2 改善済 3 改善済 4 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
ハッピーハウス Be fine tomorrow ((株式会社)Be Fine)	5質の評価及び改善内容の公表について 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、おおむね1年に1回以上、指定放課後デイサービスの質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、その公表方法及び公表内容を京都市に届け出ることとされているが、当該事業所において、質の評価及び改善内容の公表が適切に行われてなかったことを確認した。質の評価及び改善内容の公表は適切に行い、京都市に必要な届出を行うこと。 については、質の評価及び改善内容が未公表の場合の減算に該当するため、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 6児童指導員等加配加算について 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、その他の従業者(別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。)を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 7家庭連携加算について 指定放課後等デイサービス事業所等が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年11月25日	5 改善済 6 改善済 7 改善済
ei-roomらくさい (メディカル・ビー・コネクト(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月22日	—
こどもサポート教室「きらり」阪急桂 駅前校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤で配置することとされているが、児童発達支援管理責任者が欠けていた期間があったことを確認したため、適切に配置すること。 については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年3月18日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【洛西】			
放課後等デイサービス HEART Y ((一社)ジャパンインクルーシブアカデミー)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月8日	—
放課後等デイサービス千代の家 らくさい ((株式)アイ)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月13日	—
多機能型事業所 のこのこ ((特非)あいランド)	1 児童指導員等加配加算 (I) について 児童指導員等加配加算 (I) について、その要件を満たさなくなっていたにもかかわらず、その旨を京都市長に届け出ることなく、当該加算を算定のうえ、給付費を請求していることを確認した。 事業所の体制については、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合には、漏れなく速やかにその旨を京都市長に届け出ること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえで、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2 個別支援計画の作成について 個別支援計画の作成に当たって法令等で規定されている一連の業務が適切に行われていないことを確認した。 については、児童発達支援管理責任者に、計画の作成に当たり必要な一連の業務を行わせ、計画を適正に作成すること。 また、作成後は少なくとも6月に1回以上モニタリングを行うとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。 加えて、見直し時も含めて、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し、文書によりその同意を得ること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえで、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3 関係書類上の利用状況と齟齬がある請求実績について サービス提供実績記録票をはじめ利用者の利用状況を証すると考えられる関係書類の内容と齟齬がある給付費の請求を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえで、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年2月28日	1 改善予定 2 改善予定 3 改善予定

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
多機能型事業所 のこのこ ((特非)あいランド)	4変更の届出について 児童発達支援管理責任者の変更について、届け出ていないことを確認した。 については、当該変更について速やかに京都市長に届け出ること。 5適正な事業運営体制の整備について 適正に事業運営ができるよう、必要な体制の整備及び事務構築を行うこと。	令和4年2月28日	4 改善済 5 改善済

【伏見区】

放課後デイサービスエバークリーン ((特非)京街福祉会)	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算するが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年6月22日	改善済
Reバース 下鳥羽 ((株式)一丸)	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月1日	改善済
ぐっどすまいる 桃山 ((株式)グランディール)	個別支援計画について 通所給付決定保護者及び障害児に対し、個別支援計画について説明し文書によりその同意を得ることなくサービス提供が行われている事例を確認した。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年7月8日	改善済
放課後等デイサービス『らいと』 ((福)京都障害者福祉センター)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月7日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
からふるはうす 丸町 (OFFICE COLOFUL(株式))	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年10月21日	改善済
カラフルハウス (OFFICE COLOFUL(株式))	最低賃金について 従業者の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。	令和3年11月2日	改善済
放課後等デイサービス ピノキオ ((一社)子ども発達総合支援会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月11日	—
JOJO TRANSFORM ((一社)みつより)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月18日	—

【深草】

COLOFUL HOUSE FUJIN OMORI (OFFICE COLOFUL(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月16日	—
す悟ろく ((同)Officeさかい)	1家庭連携加算について 指定放課後等デイサービス事業所等において、従業者が放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定放課後等デイサービス事業所等において、従業者が放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和4年1月17日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【醍醐】			
放課後デイサービス ガジュマル ((一社)ガジュマル)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月16日	—
放課後等デイサービス vive ((同)ACE)	最低賃金について 従業員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。	令和3年12月23日	改善済